

## 改訂される県民所得標準方式(2)

県統計課企画係長 宇留野 真一郎

### 2 改訂の概要

#### <改訂の経過と今後の予定>

現行の「県民所得標準方式」は、さきにも述べたように、制定当時の各県の事情を考慮して、いわばミニマム・スタンダードとして定められたものであるので、当初からその改訂は予想されていたものといえる。こうして36年頃から現行方式の問題点や改訂の方向についての意見が、各県から提起されるようになつてはいたが、現実に標準方式の改訂が日程にのぼつたのは39年以降のことである。

すなわち、39年12月に経済企画庁経済研究所長名をもつて全国都道府県統計主管部長に通知がなされ、「新しい国民所得勘定と齊合性を保ちながら、且つ充分県際比較に耐え得る都道府県民所得統計の標準方式が必要」となつたことが示唆され、「これが検討のための準備的な研究会」を開催するよう要請があつた。続いて、40年1月に、上記研究所国民所得部から、標準方式改訂の要綱ともいべき「県民所得の標準方式改訂についての基本方針について」が提示され、改訂の趣旨、目標、内容等についての基本方向が明らかにされた。

その後、40年6月に国民所得部から標準方式の「概念編」ともいべき「県民所得の標準方式改訂粗案」が、続いて8月にその「増訂案」が提示され、これにややおくれて、41年3月に標準方式のいわば「推計方法編」である「県民所得の標準方式に関する推計方法改訂第1次粗案」が、5月にはその「第2次粗案」が示されて現在に及んでいる。各県では、こうした標準方式の改訂案が示されるたびに、それぞれ各県ごとに検討することは勿論各ブロック別にたびたび研究会を開いて検討し合い、その結果を国民所得部に具申してきている。

こうして、新しい標準方式は、各県の協力のもとに経済企画庁において立案が進められているが、こうした作業は41年末までかかる見込みであり、最終的な検討を経て公式に決定されるのは42年半ばになるとみられる。

こうした状況から、大部分の県では、40年分の推計(41年に作業)は旧方式で行ない、41年分の推計(42年に作業)は新旧両方式を並行して(ただし、新方式は年度推計となる)、42年度分の推計(43年に作業)から全面的に新方式に移行することになると思われる。この間、

39年度分または40年度分の推計を独自に試算する県もあるとみられ、本県もそれを予定している。なお、新方式に移行する際には、過年度の推計値も30年度頃までさかのぼつて、新方式によつて計算し直されることになりうる。

#### <改訂の概要>

県民所得標準方式は、今回「改訂」されることには、何というものの、実質的には、まったく新しく書きかえられるといった方が当つている。ところで、新しい方式は、旧方式に比較してどんな点が変り、どのような点が新たに付け加えられるのであらうか。これを簡単には明することは容易なことではないが、ここでは、基本的な事項について包括的にふれておくことにする。なほ、個々の改訂事項とその問題点については、あとで、「新しい県民所得の各勘定と系列」としてやや詳しく述べる予定である。

まず、県民所得の勘定と系列について述べる。新方式は、「県民所得勘定」の名で呼ばれるようになります。経済主体(個人、財政等)の別に、財貨・サービスの生産を勘定形式で表示し(勘定表)，さらに、これを基にして、県民所得を生産、分配、支出の3面の循環として表わす(系列表)という方式をとることになる(新方式の「表章形式」参照)。「勘定表」には、総括表として「県民総生産と総支出勘定」が含まれるが、県民総生産は、県民総需要の規模とその構成を示すものである。一方、県民総生産(国民総生産(G, N, P)に相当)は、県民経済の規模を表わすとともに、その成長率測定の指標として重要である。なお、この勘定表に相当するものとしては、従来は「県民個人所得」および「県民個人支出」として「個人勘定」が取り上げられたにすぎないが、「財政勘定」、「資本形成勘定」、「県外勘定」など全く新しい諸分野が登場することになるわけである。新方式の「系列表」は、「県内純生産」(生産面)「県民総分配勘定」(分配面)および「県民総支出」(支出面)から成る。旧方式では、生産および分配両面は一定の割合で示されていたが、支出面については「個人支出」だけが示されていた。したがつて、新方式では、個人支出に、財政の財貨・サービス購入、法人企業の投資、収入などの分野が新たに付加されることになり、新方式には、県民総需要の規模と構造が明らかにされる。

所得の推計対象期間は、利用上の便益（とくに国との比較）を考慮して、『年度』を原則とするこする予定である。この点、『暦年』を基本とした旧異なる。推計に使用する基礎資料には、年度のものとまちまちであるが、年度推計となるとつて、製造業の生産所得推計上、暦年ベースの工事を年度ベースに補正する方法などが問題となる。

民所得の地域的限定の規準としては、『県内主義』『県民主義』がある。県内主義は、県という行政地で生み出された所得を、その生産にたずさわった者土地の如何を問わず握るものであり、県民主義県内居住者が区域の如何を問わず生み出した所得をするものである。新方式では、純生産（生産所得）を県内主義で、他はすべて県民主義で推計することついているが、概念上、基礎資料上、両者の区別を貫ることには問題がないわけではない。たとえば居住規定に関して、法人所得をその本社所在県に一括計算するか（本社主義）、または、事業所、工場等の所在県に分割して計上するか（事業所主義）、また分割としてその分割の規準は何かなど決定の困難なケースもありある。しかし、この県内主義と県民主義とのには、「県外勘定」が設けられることもある。新方式では、従来以上に徹底して行なわれるはずである。

新方式では、県民所得の推計方法についても、かなり詳しき規定がなされることになっている。所得の推計方法をおおまかにいつて次の3つがさる。すなわち、生産にたずさわった生産要素に対する対価の分配の受取りからする「所得接近法」、最終生産物（消費財、投資品）の取得に対する支払の面からする「支出接近法」および生産物の売上げの面からする「生産物接近法」がこれである。所得の推計に当つては、生産、分配、支出の各面ごとに、上記の方法のうちのどれか一つに統一することが好ましいとされているが、基礎資料の制約から計方法の統一には困難がある。そこで、新方式では、一面は生産物接近法を主とするが、一部の産業では所産物接近法によることとしており、さらに分配面は所得接近法で、支出面は、支出接近法に一部生産物接近法と所産物接近法とを併用して推計することとしている。

これらの推計方法のうち注目してよいと思われるのは一面のうち第3次産業の推計方法であつて、旧方式でこれらは、分配所得の各構成項目を産業別に組みかえて推計する方法（所得接近法）によつていたが、新方式では、金融業、サービス業、公務等、生産物接近法による推計がとくに困難な産業だけは所得接近法によるが、それ以外の運輸、通信、電気・ガス・水道そして可能ならば卸小売業についても生産物接近法によつて推計することによる予定である。

## 〈表 章 形 式〉

新しい県民所得標準方式は、前にも述べたように、経済主体別の経常取引を勘定形式で表示する「勘定表」とこれを組みかえて所得循環の3面として整理した「系列表」とから成るが、具体的形式は最後にかかげるとおりである。つまり、1勘定表としては、(1)県民総生産と総支出勘定、(2)県民所得分配勘定、(3)個人勘定、(4)財政勘定、(5)資本形成勘定および(6)県外勘定があり、系列表としては、(1)産業別県内純生産、(2)県民所得の分配明細表および(3)県民総支出明細表の3系列として表示される。別に県民総支出を構成項目のそれぞれに見合う物価指数でデフレート（実質化）することにより、3実質県民総支出が求められる。

『勘定表』は、個人勘定、財政勘定等として、経済主体別の取引を示すが、1つの勘定の左側（借方）に計上される項目は、必ず他の関係する勘定の右側（貸方）に計上されるというように、いわゆる完全接合方式が採用されている（関係項目は、各項目にカツコして番号で示してある）。これにより、各項目の推計値は、個々の勘定のバランスを作成するうえで、さらに共通項目を通じての他勘定との関係として多角的にチェックされる仕組みになっている。なお、「県民総生産と総支出勘定」は他の諸勘定の総括として得られることは前にも述べたおりである。

『系列表』のうち「産業別県内純生産」は、旧方式の県内生産所得に相当するが、産業別の区分は従来より若干細かくなり（とくに製造業は産業中分類で表示）、また「住宅所有」が特掲される。この住宅所有は、自己所有住宅の使用から発生するサービスを所得とみる（帰属地代家賃）という国民所得に特有の考え方によるもので従来は、不動産業に含めていたものを分離することになったものである。

『県民所得の分配明細表』は、従来の「県民分配所得」に相当するが、旧方式と異なる点は、まず「法人所得」である。従来は、法人という経済主体に重点をおく考えから法人所得は分配所得の1項目として一体では握されていたが、新方式ではこれを分解して、「個人配当」、「法人企業から個人への移転」、「法人留保」および「法人税および税外負担」に分けられる（ただし、法人所得は、参考としてらん外に掲げられる）。そのほか「財政の事業および財産所得」に国または国営企業の出先機関が含まれる予定であること（従来は、国または国営企業の出先は『県民』とは考えなかつた）、および控除項目として、「公債利子」と「消費者負債利子」が推計されることになつたことなどが主な改正点である。

『県民総支出明細表』は、従来なかつた系列であるが新方式では、「個人消費支出」、「財政の財貨サービス

経常購入」、「県内総資本形成」および「経常県外余剰」にわけて、いわゆる県民総需要を推計することになつてゐる。

新方式の予定している表章形式は以上のとおりである

が、実は、これは国民所得の表章形式に可及的ための「目標形式」であつて、当面は、県外勘定の困難から目標形式を若干省略した「暫定形式」ことになるとみられる。

## 県民所得の表章形式(案)

### —目標形式—

#### 1 勘 定 表

##### (1) 県民総生産と総支出勘定

1. 1 県民所得(要素費用表示の県民純生産) (2.10)	1. 6 個人消費支出 (3. ①)
1. 2 資本減耗引当 (5. 3)	1. 7 財政の財貨サービス経常購入 (4. ①)
1. 3 間接税 (4. 8)	1. 8 県内総資本形成 (5. ①)
1. 4 (控除) 経常補助金 (4. 2)	1. 9 移出と県外からの所得 (6. ①)
1. 5 統計上の不適合 (5. 7)	1. 10 (控除) 移入と県外への所得 (6. ④)
市場価格表示の県民総生産	市場価格表示の県民総支出

##### (2) 県民所得分配勘定

2. 1 雇用者所得 (3. 7)	2. 10 県民所得 (1. ①)
2. 2 個人業主所得 (3. 8)	
2. 3 個人の財産所得 (3. 9)	
2. 4 法人企業から個人への移転 (3. 10)	
2. 5 法人留保 (5. 4)	
2. 6 法人税および税外負担 (4. 7)	
2. 7 財政の事業および財産所得 (4. 12)	
2. 8 (控除) 一般政府負債利子 (4. 13)	
2. 9 (控除) 消費者負債利子 (3. 11)	
要素費用表示の県民所得	要素費用表示の県民所得
法人所得	

##### (3) 個人勘定

3. 1 個人消費支出 (1. 6)	3. 7 雇用者所得 (2. ①)
3. 2 個人税および税外負担 (4. 6)	3. 8 個人業主所得 (2. ②)
3. 3 社会保険に対する負担 (4. 9)	3. 9 個人の財産所得 (2. ③)
3. 4 財政へのその他の移転 (4. 10)	3. 10 法人企業から個人への移転 (2. ④)
3. 5 県外への移転 (6. 5)	3. 11 (控除) 消費者負債利子 (2. ⑤)
3. 6 個人貯蓄 (5. 5)	3. 12 財政からの移転 (4. ③)
個人所得の処分	個人所得 (6. ②)
	個人可処分所得

(注) 個人には、家計サービスを提供する民間非営利団体が含まれる。

(4) 財政勘定

4.1 財貨サービス経常購入	(1. 7)	4. 9 個人税および税外負担	(3.2)
4.2 経常補助金	(1. 4)	4. 7 法人税および税外負担	(2.6)
4.3 個人への移転	(3.12)	4. 8 間接税	(1.3)
4.4 県外への移転	(6. 6)	4. 9 社会保険に率する負担	(3.3)
4.5 財政経常余剰	(5. 6)	4.10 個人からのその他の移転	(3.4)
		4.11 県外からの移転	(6.3)
		4.12 財政の事業所得および財産所得	(2.7)
		4.13 (控除) 一般政府負債利子	(2.8)

経常支出

経常収入

(5) 資本形成勘定

5.1 県内総資本形成	(1.8)	5.3 資本減耗引当	(1.2)
5.2 県外に対する債権の純増	(6.7)	5.4 法人留保	(2.5)
		5.5 個人貯蓄	(3.6)
		5.6 財政経常余剰	(4.5)
		5.7 統計上の不突合	(1.5)

総資本形成

総貯蓄

(6) 県外勘定

6.1 移出と県外からの所得	(1. 9)	6.4 移入と県外への所得	(1.10)
6.2 県外から個人への移転	(3.13)	6.5 個人から県外への移転	(3. 5)
6.3 県外から財政への移転	(4.11)	6.6 財政から県外への移転	(4. 4)
		6.7 県外に対する債権の純増	(5. 2)

受取

支払

県外からの純所得

(注) 移出と移入にはそれぞれ輸出および輸入を、県外には海外および国内県外を含む。

2 系列表

(1) 産業別県内純生産

(2) 県民所得の分配明細表

1 農業	1 雇用者所得
2 林業 (狩猟業を含む)	a 賃金、俸給
3 水産業	b その他の給与および手当
4 鉱業	c 社会保険料雇主負担
5 製造業 (日本標準産業分類の中分類か國の中分類に あわす)	2 個人業主所得
6 建設業	a 農林水産業
7 電気、ガス、水道業	b その他
8 運輸業	3 個人の財産所得
9 通信業	a 賃貸料
10 卸小売業	b 利子
11 金融保険不動産業	c 配当
12 住宅所有	4 法人企業から個人への移転
	5 法人留保
	6 法人税および税外負担

13 サービス業  
14 公務

県内純生産

7 財政の事業所得および財産所得  
a 官公企業の所得  
b 賃料、利子および配当  
8 (控除) 一般政府負債利子  
(控除) 消費者負債利子

県民所得  
法人所得

(3) 県民総支出明細表

1 個人消費支出  
(1) 家計消費支出  
飲食費  
被服費  
光熱費  
住居費  
雜費  
(2) 民間非営利団体の消費支出  
2 財政の財貨サービス経常購入  
a 国出先機関  
b 都道府県  
c 市町村  
3 県内総資本形成  
(1) 総固定資本形成  
a 民間  
住宅  
企業設備  
b 政府  
住宅  
企業設備  
一般政府  
(2) 在庫品増加  
民間企業  
政府企業  
4 経常県外余剰  
移出と県外からの所得  
(控除) 移入と県外への所得

県民総支出

参考: 家計外消費支出  
交際費  
福利厚生費(法定福利費を除く)  
旅費  
その他

3 実質県民総支出

1 個人消費支出  
(1) 家計消費支出  
飲食費  
被服費  
光熱費  
住居費  
雜費  
(2) 民間非営利団体の消費支出  
2 財政の財貨サービス経常購入  
3 県内総資本形成  
(1) 総固定資本形成  
a 民間  
住宅  
企業設備  
b 政府  
住宅  
その他  
(2) 在庫品増加  
民間企業  
政府企業  
4 経常県外余剰  
移出と県外からの所得  
(控除) 移入と県外への所得

5 実質県民総支出

# 茨城県工業調査結果の速報 (昭和40年)

## 概 况

35年、36年を頂点として大きく膨張した国内経済下期を境にかつてない不況に遭遇し、それまでの成長メカニズムは一步後退せざるをえなくなつたります。とくに40年10~12月期における不況指数企画庁の発表からもみられるとおり最悪となつたりますが、以後国民総生産も漸次改善に向つたと回復論も一部にみられるようになつたのであり

のような国内情勢を背景として40年の県内産業を概してみましょう。

事 業 所 数

所数は8,004で前年の8,088にくらべ大きな減少が  
ます。  
を規模別にみてみると、とくに「3人～9人」  
減少しております。すなわち、昭和38年の当該規  
域比は県内総事業所数に対し75%であるのに対し  
74.3%，40年は72.1%で、38年にくらべ2.9ポイン  
ト少が目立っております。

## 從業者

業者は154,802人で前年に比べ1,810人の減少で、産業別にこれをみると「機械」、「ゴム」、「印刷」に著しい減少を示しております。

規模別にみると全般的に漸減傾向にあるもの  
「19人」規模、「200人～299人」規模、「300人～  
規模がそれぞれ122.0%，117.5%，199.2%と増  
てあります。

### 製造品出荷額等

の調査で、出荷額とは製造品が事業所から出荷され  
および加工費、修理工料等の収入総額をいいます。

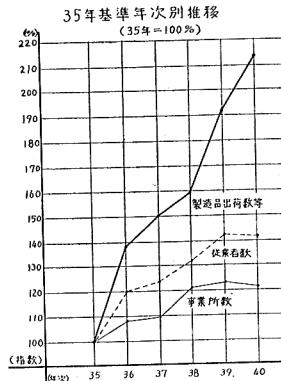
年の製造品出荷額等は4,057億円で、事業所数、従業員数ともに減少にくらべ111.4%と順調な増加がみられました。

た。この増減を産業別にみると、増加したものに「金属」、「電機」、「建具」等があり、とくに「金属」は39年に引き続き大きな増加がみられました。これにくらべ「機械」、「ゴム」、産業が大きく後退したのが目立つております。また、規模別にみると、「10人～19人」、「300人～499人」規模の増加がうかがわれ、「3人以下」規模が減少しております。

## 5 地域別比較

40年の工業の実態を地域別にみますと事業所については全事業所の39.0%を県北で占めております。また従業者については58.7%，製造品出荷額については66.6%と県内総出荷額の約3分の2を占めております。とくに出荷額についてみると、38年73.5%，39年68.8%，40年66.6%と減少していることがわかります。

これと対照的に県南地区をみると事業所、従業者および製成品出荷額ともそれぞれ増加、出荷額についてみても38年12.3%、39年14.0%、40年16.1%と38年にくらべ3.8ポイントの増加がみられます。このように県南地域の大きな経済活動の推進が40年の特色とみられましょう。



## 1 年次別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数	指 數 (35年=100)	実数	指 數 (35年=100)	実数	指 數 (35年=100)
昭 35年	6,613	100.0	109,470	100.0	19,041,376	100.0
〃 36年	7,104	107.4	132,301	120.8	26,162,654	137.3
〃 37年	7,214	109.0	135,058	123.3	28,580,649	150.0
〃 38年	8,031	121.4	145,408	132.8	30,456,837	159.9
〃 39年	8,088	122.3	156,012	142.5	36,415,134	191.2
〃 40年	8,004	121.0	154,802	141.4	40,570,508	213.0

2 産業別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事 業 所 教			従 業 者 数			製 造 品 出 荷 額 等		
	昭 39	昭 40	前年対比	昭 39	昭 40	前年対比	昭 39	昭 40	前年対比
総 計	8,088	8,004	98.9%	156,012	154,802	99.2%	36,415,134	40,570,508	111.1%
18食 料	2,293	2,199	95.9	19,977	20,073	100.4	4,322,585	5,334,331	125.3%
20織 繊	554	556	102.7	5,489	5,623	102.4	758,808	857,177	109.8%
21衣 服	541	545	100.7	6,085	6,616	108.7	422,534	497,523	116.8%
22木 材	986	922	93.5	8,345	8,282	99.2	1,237,363	1,350,649	107.8%
23建 具	406	423	104.1	2,408	2,832	117.6	236,984	319,475	134.4%
24パ ル ブ	116	111	95.6	2,377	2,404	101.1	779,547	775,492	98.2%
25印 刷	189	191	101.0	2,033	2,231	109.7	169,081	240,526	143.8%
26化 学	99	81	81.8	3,473	2,590	74.5	1,333,002	1,000,690	75.0%
27石 油	9	10	111.1	339	353	104.1	110,217	119,387	108.4%
28ゴ ム	24	28	116.6	1,155	748	64.7	137,328	66,394	49.0%
29皮 革	47	46	97.8	776	898	115.7	153,367	177,280	114.8%
30窯 業	831	831	100.0	11,029	11,748	106.5	1,427,644	1,759,288	124.4%
31鉄 鋼	49	34	69.2	3,694	3,204	86.7	763,870	696,736	89.8%
32非 鉄	40	34	85.0	7,209	7,162	99.3	6,196,894	7,550,715	119.8%
33金 属	383	405	105.7	5,416	6,843	126.3	580,158	931,313	163.4%
34機 械	290	273	94.1	24,433	11,930	48.8	6,383,358	2,932,934	39.8%
35電 機	453	465	102.6	33,686	40,817	121.1	8,134,642	11,838,778	144.4%
36輸 送 機	209	222	106.2	4,766	5,580	117.0	975,023	1,137,464	117.1%
37精 機	122	135	110.6	5,673	5,686	100.2	859,192	944,081	108.8%
38武 器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39そ の 他	447	493	110.2	7,649	9,182	120.0	1,433,537	2,040,275	141.1%

## 3 昭和40年市郡別工業統計表

(昭和40.12.31現在)

	事業所数		前年対比	従業者数		前年対比	出荷額		前年対比
	昭39	昭40		昭 39	昭 40		昭 39	昭 40	
計	8,088	8,004	% 98.9	人 156,012	人 154,802	% 99.2	万円 36,415,134	万円 40,570,508	% 111.4
計	4,559	4,482	% 98.3	人 114,987	人 111,923	% 97.3	万円 29,795,887	万円 32,482,819	% 109.0
戸 市	711	696	% 97.8	人 8,808	人 8,795	% 99.8	万円 1,660,622	万円 1,851,848	% 111.5
立 市	738	723	% 97.9	人 50,690	人 47,179	% 93.0	万円 17,033,062	万円 18,140,812	% 108.7
蘿 市	415	424	% 102.1	人 5,654	人 6,098	% 107.8	万円 1,271,525	万円 1,435,282	% 112.8
河 市	478	473	% 98.9	人 5,287	人 5,449	% 103.0	万円 821,712	万円 1,005,001	% 122.3
岡 市	256	244	% 95.3	人 4,521	人 4,346	% 96.1	万円 884,268	万円 1,113,438	% 125.9
鮑 市	350	339	% 96.8	人 6,863	人 7,146	% 104.1	万円 1,455,448	万円 1,649,641	% 113.3
城 市	310	364	% 98.3	人 3,801	人 3,871	% 111.8	万円 628,216	万円 675,720	% 107.5
崎 市	117	119	% 101.7	人 2,912	人 2,876	% 98.7	万円 864,127	万円 941,594	% 108.9
阿 滢 市	172	168	% 97.6	人 2,129	人 2,076	% 97.5	万円 218,515	万円 264,583	% 121.0
妻 市	137	136	% 99.2	人 1,403	人 1,382	% 98.5	万円 188,799	万円 178,380	% 94.4
壽 道 市	171	164	% 95.9	人 2,182	人 2,191	% 100.4	万円 242,008	万円 294,056	% 121.5
太 田 市	180	172	% 95.5	人 1,926	人 2,049	% 106.3	万円 210,549	万円 244,538	% 120.8
田 市	134	125	% 93.2	人 13,887	人 13,371	% 96.2	万円 3,391,918	万円 3,757,069	% 110.7
萩 市	104	105	% 100.9	人 1,726	人 1,742	% 100.9	万円 474,990	万円 461,480	% 97.1
堺 城 市	128	133	% 103.9	人 1,541	人 1,691	% 109.7	万円 248,772	万円 264,770	% 106.4
聞 市	98	97	% 98.9	人 1,657	人 1,661	% 100.2	万円 201,356	万円 204,679	% 101.6
計	3,529	3,522	% 99.8	人 41,025	人 42,879	% 104.5	万円 6,619,247	万円 8,087,609	% 122.1
茨 城 郡	339	348	% 102.6	人 3,969	人 4,351	% 109.6	万円 599,749	万円 701,830	% 117.0
茨 城 郡	199	196	% 98.4	人 2,635	人 2,670	% 101.3	万円 282,151	万円 330,051	% 117.0
珂 郡	186	185	% 100.0	人 2,912	人 3,113	% 106.9	万円 351,420	万円 385,319	% 109.6
慈 郡	164	159	% 96.9	人 2,112	人 2,112	% 100.0	万円 384,268	万円 398,588	% 103.7
賀 郡	17	15	% 88.2	人 147	人 117	% 79.5	万円 13,866	万円 13,955	% 100.6
島 郡	387	364	% 94.0	人 2,802	人 2,703	% 96.4	万円 420,163	万円 589,163	% 140.2
方 郡	272	260	% 95.5	人 2,633	人 2,712	% 106.7	万円 274,789	万円 304,361	% 110.7
敷 郡	174	180	% 103.4	人 3,170	人 3,248	% 102.4	万円 545,088	万円 685,860	% 125.8
治 郡	231	227	% 98.2	人 2,136	人 2,770	% 129.6	万円 284,507	万円 913,014	% 320.9
波 郡	194	196	% 101.0	人 1,820	人 2,004	% 110.1	万円 337,157	万円 388,040	% 115.0
真 壁 郡	431	436	% 101.1	人 2,899	人 3,060	% 105.5	万円 292,244	万円 336,864	% 115.2
城 郡	329	340	% 103.3	人 1,982	人 2,166	% 109.2	万円 142,739	万円 177,632	% 124.4
島 郡	420	427	% 101.6	人 6,954	人 6,867	% 98.7	万円 1,782,647	万円 1,801,651	% 101.0
北 相 馬 郡	187	189	% 101.0	人 4,954	人 4,986	% 100.6	万円 908,459	万円 1,061,281	% 111.8

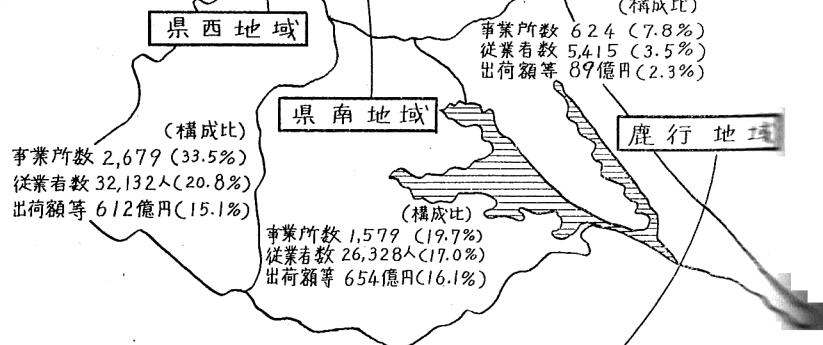
#### 4. 地域別事業所数従業者数製造品出荷額等

県計  
 事業所数 8,004 (98.9%)  
 従業者数 154,802人 (99.2%)  
 出荷額等 4,057億円 (111.4%)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
昭 3 9	3,169	94,139	25,071,235
昭 4 0	3,122	90,927	27,019,522
水 戸 市	696	8,795	1,851,845
日 立 市	723	47,179	18,140,812
勝 国 市	125	13,371	3,757,069
那 珂 湧 市	168	2,076	264,583
常 隆 太 田 市	172	2,049	244,536
高 萩 市	105	1,742	461,480
北 浅 城 市	133	1,691	264,770
笠 間 市	97	1,661	204,679
東 浅 城 郡	348	4,351	701,830
西 浅 城 郡	196	2,670	330,051
那 珂 郡	185	3,113	385,319
久 慈 郡	159	2,112	398,588
多 賀 郡	15	117	13,955

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
昭 3 9	1,574	25,167	5,095,131
昭 4 0	1,579	26,328	6,538,509
土 浦 市	424	6,098	1,435,282
石 岡 市	244	4,346	1,113,438
筑 稲 郡	119	2,876	941,594
新 治 郡	180	3,248	685,860
築 波 郡	227	2,770	913,014
北 相 馬 郡	196	2,004	388,040
北 相 馬 郡	189	4,986	1,061,281

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
昭 3 9	2,686	31,371	5,553,813
昭 4 0	2,679	32,132	6,118,953
古 河 市	473	5,449	1,005,001
下 館 市	339	7,146	1,649,649
結 城 市	364	3,871	675,720
水 海 道 市	136	1,382	178,380
真 壁 郡	164	2,191	294,056
真 結 城 郡	436	3,060	336,864
猿 島 郡	340	2,166	177,632
鹿 行 郡	427	6,867	1,801,651



	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	
鹿 行 郡	昭 3 9	659	5,335	684,852
鹿 行 郡	昭 4 0	624	5,415	893,524
鹿 島 郡		364	2,703	589,163
行 方 郡		260	2,712	304,361

### ・人呑んだ海ケロリツと夏終る

日本、四面海に閉まれたこの四ツ島の夏は、湿気不快指数の上昇に、毎日、いろいろする日の連続。夏になると青少年の非行も急激に多くなるのもところに原因があるかも知れない。

求めに海に多くの人達がくり出し、真赤に焼けて帰つてくる。海は、毎年多くの人命をうばう。人の不注意に起因するところで海に責任はないとも知れない。夏も終り平常に戻る海は、その自然さに静まりかえっている。

### ・死ぬ運命人の世へ蟬泣きにくる

この夏休の楽しい行事に虫取りがあり、近は農薬などによつて虫が少なくなつた。内のデパートではカブト虫が150円もそうな。ウソのような話である。夏の中で、その長い地中のくらしから陽をあびて、人間の社会に夏を告げて死行く蟬の一生はなんとはかないものである。

### ・天高くモノみな肥る秋となり

日中の暑さも、九月の声をきくと何んとなく秋らしく、天高肥馬の候る。しかし、最近は馬が少なくなつて馬肥ゆるの表現がピタリと感じらるようである。生物ことごとく熟し肥くのもこの秋で、若い娘には氣の毒だが、人間本食慾の秋は、自然にそうゆう形になつて表われてくる。

### ・台風がまたねらつてる四ツの島

と台風、島国日本に課せられた宿命ともいわれるこの害性低気圧は、毎年、どこかに上陸して人間のさざな苦みを無惨にも破壊し人々と去つてしまう。交通、道路、住宅、実り、人命までも瞬間に奪い去っていくこの暴君は、現代の科学の力をもつても防ごとの出来ない自然現象の強大なエネルギーである。

### ・十五夜の月が照れてる甘い恋

昔9月15日は中秋の名月、昔からお月見と呼ばれ親まれてきた行事である。最近、いろいろの行事が新暦になられるようになつたけれど、このお月見だけは当

てはまらない。茫の穂をそなえたり、お団子をあげたりしてこの名月を観賞するのであるが、近ごろは、世の中が私達のくらしが忙しくなつてしまつて、名月観賞などあまり関心のないようである。もつとも、最近の都会の煤煙や排気ガスに霞む夜空のやけたお月様では、お月見の興味も起らないだろう。

### ・生きている幸としよりの日の笑い

9月15日はとしよりの日、最近、人間の寿命が伸びてきた結果、老人が多くなり各家庭でも、老人を巡つていろいろの問題が多くなつて、老人よ何処へ行くといつた話題を提供し、老人対策は社会問題として発展してきている。この日は、各地で敬老会などの催があつて老人を励まし慰めるためにいろいろの趣好がこらされる。世の中には幸福な老人、不幸になげく老人などいろいろあると思われるが、この日ばかりは晴れて老人らしく扱われる。長が生きしてよかつたと思うような老人生活が送られる社会であつてほしい。昨年10月1日の国勢調査の70才以上の数は、88,605人ありうち男35,393人、女53,212人で女が圧倒的に多い。また、100才以上は4人でいづれも女性である。



(19)

### ・統計の表現しかと丸と線

夏休みを利用して子供達が苦心して統計図表を書き、統計図表コンクールに出品する。統計教育の一環として行なわれるこの行事は、統計思想普及の上から非常に有意義なことで、毎年、数多くの作品が出品され、大人達をうならせる。パイ図、線図、棒図などそれぞれに資料を加工して立派な作品が寄せられる。先生の指導が行き届き図表本来の約束に従つた作品ばかりである。

### ・夏休み苦心のグラフにある誇り

統計図表は、統計を視力によつて理解するため簡単明瞭に表現するものであり、あまり難解なものは困る。統計図表のコンクールなど展示作品は彩色なども大切であるが、資料に大きなウェイトがかかる。子供達が、夏休み中に観察した子供の世界での統計が可愛らしく表現されているもの、高学年になるに従つて社会現象の中での問題点を訴えようとするものなどいろいろあるが、子供達の苦心の跡が図表に表わされて近代社会に生きるこれらの子供達の成長が大いに楽しみになる。

# 統計スナップ

## 岩上知事欧米視察へ

7月27日から約40日間にわたり、欧米の原子力事情、新官庁都市などを視察する岩上知事は、26日午前10時過ぎ、県庁職員の見送る中を、自動車で東京へ向つた。27日羽田発の日航機で香港に向い、パンコツク、カルカッタ、カラチ、カイロを経てローマ入りする。知事一行はローマで新官庁都市エウルを、ジユネーブで核燃料再処理施設を、ロンドンで原子力施設を、視察し、ほかに各地で、田園都市、農業事情など広い範囲にわたりて視察し、9月5日ホノルル経由で帰国する。



## 鷺毛玉鳳花（サギ草）

（表紙うらの写真参照）

鷺草は日本特産の名草で、野生蘭として江戸時代から親しまれてきたラン科の植物で、全国いたるところに自生している。葉は蘭に似て2、3寸、夏の暑いさかりに尺余の花茎を抽いて真白な花が咲き、白鷺が双翼をひろげて青い田面に飛びかうさながらの姿は高尚優雅で可憐でもあり、清らかでもあり夏の風情をそえるなかなか人気のある植物となつた。最近は、雑誌、新聞などでさかんに宣伝され、その乱獲もはげしく地域によつてはその花を見られなくなつたのは残念である。また、この種類は早生咲、中生咲、晩生咲などもあり、園芸品種としては白覆輪、銀覆輪、金覆輪、紺覆輪と葉に色々な変化があるものがあるが、これはいかにも人工的でながめて意味がない。やはり、野生の青葉種が一段と貴品があり、最も感じがよい。繁殖は実生でもよいが、球根に寄るものが普通で採集品は花はすぐないが栽培すると一茎に九花位つくが野趣が失なわれる所以、やはり2、3をつけるようにした方がよい。花の咲く順は、統計的にみると千葉、東京、茨城、栃木、新潟、山形、宮城、静岡、愛知、石川、三重、滋賀、岡山、四国、九州、もちろんこれは各産地別に培養して得た結果であり、したがつて7月中旬から10月下旬まで咲き続き100日間の観賞期間があることが特色である。

## 11月11日に第8回統計大会開催！

県下統計マンの祭典である統計大会は、来る11月11日県民文化センターの大ホールで、統計関係者多様ともに開催されることになった。大会要項は後日発表される。

## 教職員の統計图表講習会

県統計教育研究部では、統計教育の充実向上と图表作成の手法、技術の習得、指導力の向上をはかるため、県内4ブロックで講習会を開いた。

講師は県統計課広報資料係長田中文司氏と結婚教諭伊東健氏が当つた。参加者は県下の教職員で日程で行なわれた。

8月1日	日立市	水木小学校
8月5日	土浦市	真鍋小学校
8月6日	下妻市	小妻小学校
8月8日	水戸市	県校長会館

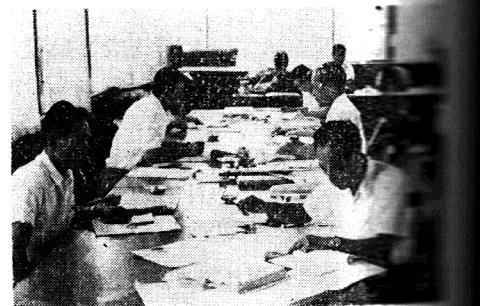
## 昭和41年度統計主事資格認定講習会

9月20～29日に実施

近年、とくに統計の必要性が高まり各方面の利用されることが急速に多くなつた。しかも高い統計が要求されている。このため、統計技術向上をはかるために、今年度も、9月20～27日～29日の通算6日間、水戸市三の丸茨城県で統計主事資格認定の講習会が開かれる。

## 事業所調査の取まとめ始まる！

去る、7月1日現在で実施された事業所調査員各位、市町村統計担当職員の努力の結果、8月1日取まとめ及び審査を県統計館で開始した。産業調査抽出等暑い折から感ちがいもでてくる。この取りまとめられた結果の数字は、県から10月初旬計局より10月下旬に速報として発表される予定



人事異補追（7月1日付）

転入 新  
青山政顕 農林統計係長 管

# 水戸市消費者物価の概況 (昭和41年7月)

## —消費者物価指数2.8%上昇—

水戸市消費者物価指数は、総合で148.4となり前月に比べ2.8%の上昇となつた。

上昇は前月にひきつき、生鮮魚介(10.7%)、加工食品(2.0%)が値上がりしたのに加え、郵便法の改正による料金が値上がりしたため交通通信(2.3%)が上昇をしめしたためである。反面、野菜(-3.3%)、卵類(-1.6%)などは値下がりをしめしている。

野菜、魚、果物など生鮮食料品を除いた指数では136.5となり前月に比べ0.2%の微騰となつた。

上がった主な項目……生鮮魚介(10.7%)、文房具(6.4%)、交通通信(2.3%)、加工食品(2.0%)

下がった主な項目……野菜(-3.3%)、卵類(-1.6%)、外食(-1.4%)

水戸市の消費者物価指数 (35年=100)

	総 合	食 料	穀 類	その他の食 料	住 居	光 熱	被 服	雑 費
昭和40年7月	138.7	144.9	130.1	150.7	133.0	105.1	138.9	134.3
昭和41年6月	144.3	149.1	137.0	153.7	139.0	106.1	144.7	144.5
昭和41年7月	148.4	156.4	137.2	163.7	139.2	106.1	144.8	145.5
前年比(%)	2.8	4.9	0.2	6.5	0.1	0.0	0.1	0.8
前年同月比(%)	7.0	7.9	5.5	8.6	4.7	1.0	4.3	8.5

を費目別にみると

指数は156.4で前月の149.1に比べ4.9%の上昇となつた。これは生鮮魚介(まぐろ、あじ、いわし、さけ、いか、たこ、ひらめなど)、加工食品(さけかん詰、牛肉かん詰)、菓子果物塩せんべい、甘納豆、りんご(国光)など、値上がりしたためである。反面、野菜(きやべつ、ごぼう、きゅうり、なす、とまとなど)、肉類(鶏肉、鯨肉)、ベーカリーなどが若干の値下がりをしめしている。

指数は家具什器(やかん、時計修理代、自転車)が若干値上がりしたため指数は139.2となり前月に比べ0.1%の微騰となつた。

指数は前月にひきつき変動はみられなかつた。

指数これも前月にひきつき変動はみられなかつた。

指数は郵便料金、化粧せつけん、レターペーパー、ハーモニカなどが値上がりをしめした反面、脱し綿、写真機などが値下がりしたため指数は145.5となり前月に比べ0.8%の上昇にとどまつた。

消費者物価指数(大分類別)

年 月	総 合	食 料	住 居	光 热	被 服	雑 費
昭和35年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃 36〃	105.7	106.6	110.7	99.5	102.6	104.0
〃 37〃	111.2	110.5	118.4	103.4	113.1	110.6
〃 38〃	119.5	121.1	119.4	104.1	120.8	118.7
〃 39〃	124.0	126.7	121.9	104.4	125.8	122.4
〃 40〃	136.6	141.2	131.8	105.2	139.4	133.9
昭和40年8月	136.7	141.1	133.0	105.1	138.9	134.4
〃 9月	142.5	151.1	133.4	105.3	141.3	134.8
〃 10月	140.5	145.9	134.6	105.3	142.6	137.7
〃 11月	135.5	135.7	135.6	105.5	144.0	138.4
〃 12月	134.0	132.7	135.9	105.9	143.6	138.7
昭和41年1月	137.9	140.3	135.8	106.2	142.8	138.5
〃 2月	138.8	141.9	136.0	106.2	142.8	138.5
〃 3月	140.0	142.9	136.2	106.1	144.4	140.7
〃 4月	141.8	145.2	136.3	106.1	144.3	143.8
〃 5月	140.7	142.5	137.3	106.1	144.8	144.8
〃 6月	144.3	149.1	139.0	106.1	144.7	144.5
〃 7月	148.4	156.4	139.2	106.1	144.8	145.5

# —茨城の県民性—

## —「県民性調査」の結果より—

県民性調査は昨年県統計課が実施したもので、数ヶ月にわたる集計、分析の結果が最近ようやくまとまつたので、ここにその一部を紹介する。なお、詳細を知りたい場合は、県統計協会から発売される県民性調査の解説及び統計編によられたい。

### はじめに

従来、国民性が県民性を解明するうえで、主としてとられてきた方法は、文献や資料を手がかりに、国民または県民の特色ある考え方をひき出してゆくという文献研究的方法である。しかし、この県民性調査では、ある与えられた場面と条件のもとで、茨城県民ならばどう思い感じ、考え、そして行動するかを統計的に測定し、その結果を通して、県民性を「集団単位にみた特性」としてとらえようとした。また、この調査では、県民性をそれ自体として観察するばかりでなく、国民性との比較において明らかにすることにも力点をおいている。こうしたことでも、調査項目の選定、調査方法等多くの点で國の統計数理研究所の「国民性に関する研究調査」を典型とした。

県民性に関する調査は、本県においてははじめての試みであるため、その実施にあたつては、充分注意のゆきとどかなかつた面もあろうかと思われるが、本県県民性の解明のために、いささかでも役立つところがあれば幸いである。

### 県民性とは何か

県民性とは何かということを説明することは必ずしも困難ではない。県民の性格として変ることの少ない根源的なもの、あるいは県民のすべてに共通する性格をなどといえば、ほぼ足りるであろう。

しかし、そういう意味での県民性を具体的にどのような面についてとらえるか、またどのような方法で明らかにするかということになると問題はかなり難かしくなる。この調査では、個人としての一般的な生活態度、宗教に対する考え方、家の意識、社会生活に対する態度、政治的態度等といった諸点から県民性に接近しようとしているが、こうした観点以外にも、いろいろな見方が可能であつて、それぞれの見方に応じた整理や接近の方法があり得るであろう。こうして、どういう側面から県民性を明らかにすべきかということは、一口に言えないわけである。またそのように多角的な県民性をどのような方法でとらえたらよいかということも一律にきめ難いことである。各種の文献に現われたところから調べ出す方

法や統計的な手法で調査するなどはその主要なものですが、いずれもそれぞれ特長があつて、にわかにわかるところをきめにくく。

### 県民性調査の立場

従来、国民性あるいは、県民性を明らかにする立場としては、文献や資料などから特色ある性格をとりだす方法がとられた。これは、どちらかといふと、抽象的、解釈的な立場であり、県民の意見、態度、行動についての一般的説明原理を研究するという傾向がある。

これに対して、今回の県民性調査では、統計調査場から一般の県民が、どう考え、感じ、行動するかを明らかにしようとした。具体的にいえば、調査者に対して、いくつかの場面を設定して質問され、この与えられた状況のもとでいかに考え、感じ、いかに行動するかを答えてもらい、その結果、茨城県民全体の特性を推定しようとした。すなわち、抽象的な考え方ではなく、実際に観測された人びとの行動「集団単位にみた特性」または「個人単位による総合的パターン」として県民性をとらえようとする立場である。

このようにして明らかにされる県民性はそれ自身で充分に意味のあるものであるが、さらに、県民性との比較において明らかにすることにも力を入れたので設問の内容や調査の方法については、できる限り全国的な規模で行なわれた国民性調査に準拠するにし、その典型として「国民性調査に関する研究」を参考とした。

### 調査のあらまし

#### 1 調査の対象

昭和39年12月20日確定の基本選挙人名簿に登録された有権者の中から抽出した約4,500人を対象とした。ただし、20歳以下の者は除外し、独立して社会生活をする者の意見や考え方として県民性をとらえることを考慮した。

#### 2 質問事項

「国民性調査」との比較を考慮して次の100項目を設定した。

質問數	問 群
7	基本項目
5	個人的態度
5	宗教
6	子供・家庭
9	身近な社会
4	男女差別
10	一般の社会問題
7	政治的態度
3	日本人、人種
5	その他（県独自のもの）

## 調査の方法

投票は、単記票で自記式とし、設問の回答方式は回答欄とし、調査は郵送によって実施した。

## 調査結果の精度

さNの母集団からN個のサンプルをランダムに抽出するときの相対誤差は、 $\sqrt{P(1-P)/n}/P$ である。県民性調査は、2段抽出であるから、この式に代入される値よりやや大きく、ほぼ $\sqrt{2.5}$ 倍程度に見込まれる。よって、回答（カテゴリ）の比率が未満または、集計標本数が100未満であるような場面でサンプリング誤差が大きいから注意する必要がある。

## 全体から見た結果

### 質問群にみた結果

性調査の質問文とカテゴリ（選択肢）別単純集計表は、「付表1 質問文および単純集計の結果」に示すとおりである。また、個々の質問を性別、年令別、学年別、職業別等の層別に集計した結果については「別にみた結果」で詳しく述べることにしている。これは、質問全体をそのおおよそその傾向によつて、「態度」、「宗教」、「子供、家」などといったばかりの群に分けて、それらの質問群ごとに集計結果を述べることにする。

## (1) 個人的態度

「自分が正しいと思うことが世のしきたりに合わない」どうすべきかという質問に対しては、はつきり「通すべきだ(17%)」とする人も、「従え」(16%)よりも少なくて、「場合による」(67%)が大部分だった。しかし「自分の考へが正しいと思つても他人をいれられないとき」「おしきつて実行」すべきで

ある(58%)という答えは過半数をしめ、"とりやめ"(38%)を少し上まわつた。ここには、世間のしきたりと他人の反対とで多少差が出ているが、総じて世間のしきたりや他人の反対に対しては、これをおしきつて、信を貫くべきだとしながらも、それも時と場合によるという比較的おだやかな態度が強いとみられる。

「自分の気持に近い暮らし方」としては、全体の半数に近い人が「清く正しく暮らすこと」(47%)と答え、「趣味にあつた暮らし」(31%)と「その日その日のんきにくらす」(9%)がこれに次いでおり、「金持ちになる」(7%)、「社会のためにすべてをささげて」(3%)、「名をあげる」(1%)などといつた暮らし方にはあまり関心がない。また「あなたにとつて一番大切と思うもの」を自由に答えてもらつたところ、「愛情」(誠実、幸福など精神的なもので、かなり範囲をひろくとつた) (24%)と「健康、生命」がこれに次ぎ、「家族」(11%)、「子供」(3%)がこれに次ぎ、「金財産」(2%)や「仕事」(2%)などは少ない。両方の質問から、県民の多くは、社会のために金持になる名をあげるなどといつたどちらかといえば社会的な目的をもつた暮らし方よりも、平和で清潔で趣味に合つたいわば小市民的な生活を望んでいるとみられる。

「自然と人間」については、『自然を利用しなければならない』(48%)が半分に近く、『征服』(25%)と『従え』(22%)とはほぼ同率で、しかも『利用』よりはずっと少ない。この問題についても、県民は比較的の穏健かつ中庸な考え方を示しているとみられよう。

## (2) 宗教

「信仰とか信心とかを持つているか」という質問に 대해서は、『持つている』(42%)よりも『持っていない』(54%)の方がやや多かつた。しかし、持っていないをさらに分けると、宗教的な心は『大切である』(39%)と『大切でない』(11%)とにわかれるので、前の『持つている』にこの『大切である』を加えると全体の81%になり、はつきり『大切でない』と答える者は11%にすぎないことになる。のことから、県民は全体としては宗教心にあついということができよう。なお、『持つている』者の中では仏教が29%（持つている者を100とすると69%）でもつとも多く、残りは神道7%（17%）その他5%（12%）となつている。

次に「人間の本来の性質は善であるか悪であるか」といういわゆる性善説、性悪説に対する考え方をみると、『善でも悪でもない』(35%)、『善でも悪もある』(31%)および『善である』(30%)と答えた人がそれぞれほぼ3分の1ずつとなり、はつきり『悪である』(1%)と考える人はきわめて少ない。総じて、県民は人間の本来の性質に対しては肯定であると見られよう。

宗教に関する問題として、「あたらしく総理大臣になつたとき、伊勢の皇太神宮にお参りする人があるが、このことをどう思うか」と聞いたのに対しては、「本人の自由」(69%)と答えた人が圧倒的で、残りの人については、「肯定的意見」(27%)が「否定的意見」(3%)をかなり上まわつた。なお、肯定的意見の中で、はつきり「行かねばならぬ」(4%)とする者も、否定的意見の中で「行くべきでない」(2%)とする者ものもともに少ない。この質問では、信教の自由の問題が総理大臣という特殊な立場にいる人のあり方とからみ合つてゐるが、県民全体としては、この問題に対しては比較的大な良識的な立場をとる者が多いといえよう。

### (3) 子供・家

母親の多くは、「いやがる子供を使いに出すとき」は「金」(15%)や「すきなもの」(13%)をやつたり、誰かに「言いつける」と(2%)いつておどしつけたりしてではなく、「よく言い聞かせて」(67%)行かせる。つまり子供の人格を尊重する立場をとつてゐる。また、「小さな子供を育てるとき」は、「自由の尊さ」(24%)を教えるよりも「規律の尊さ」(74%)をこそ教えるべきだと考える人が多く、しつけを重視していることがわかる。

「先生が悪いことをしたことが本当である場合、それを子供にたずねられたとき」、「そんなことはないといふ」(43%)のと「ほんとうだといふ」(52%)のとではあまり差はないが後者の方がやや多くなつてゐる。つまり、子供の教師に対する信頼感を失わせまいとしての配慮から、善意のウソを認めようとする意見(前者)よりも、真実はかくすべきではないとする意見(後者)の方が多かつたことになる。

次に家に関する質問として、「結婚式や葬式は多少金がかかつても盛大にやる人があるが、これをどう思うか」という設問では「身分相応に」(86%)が圧倒的に多く、「よくない」(10%)がこれについており、肯定的な意見としての「しかたがない」(3%)と「盛大に」(1%)はいずれもわずかであつた。實際には、世間でいなどから心ならずも「盛大に」やる人も多いと思われるのが回答で見る限り、この問題では県民はかなり良識的あるといえよう。

「あなたは何かするときに、本家(本宅)とか分家(新家、新宅)とかを考えに入るかという問題では「考こに入れる」(64%)の方が、「考えに入れない」(34%)よりも多かつた。また「子供がないときは、他人の子供でも養子にもらつて家をつがせ」るかという問題に対しては、「場合による」(6%)がいちばん多かつたが、残りの人達の中では「つがせる」(35%)の方が「つがせない」(4%)よりはづつ多い。これらの結果

から、「家」の意識は依然として強く、人々の考え方や行動の決定の上で、大きな影響をもつてゐることがうかがわれる。

### (4) 身近な社会

「会社の社長として非常に大切な会議をかかえていたとき大恩ある人のキトクの報に接したとしたらどうするか」という意味の設問では、「すぐ故郷へ帰る」(53%)が「会議に出る」(45%)よりやや多くなつた。「キトクなのが恩人でなくて親である場合」になると前とは反対に「故郷へ帰る」(43%)は「会議に出る」(54%)より少なくなつた。

また、「会社の社長として社員を1人だけ採用するに当り、成績は2番でも親戚の子である人と、そういう関係はないが1番になつた人とではどちらをとろうとするか」という設問では「1番の人」(78%)が「親戚の子」(19%)よりはるかに多かつた。しかし、設問が「2番になつたのが恩人の子であつたら」ということになると「1番の人」(53%)の比率は前よりかなり減り、「恩人の子」(42%)の比率は高くなる。

以上2種類の設問から、公的立場にある者は右されるべきでないという公私の別をはつきりさせるとする考えは強いとみられるが、他面、恩人への感謝のためにはその考えもかなり後退する様子がわかる。

「親孝行、恩返し、個人の権利の尊重および自由の尊重の4つの徳目のうち大切と思うもの2つ」を上げると、「親孝行と恩返し」(28%)またはそれらのうちの1つだけ(「親孝行とDK」または「恩返しとDK」)をあげたいわば「戦前型」(合わせて36%)も「権利の尊重と自由の尊重」(14%)またはそれらのうちの1つだけ(「権利とDK」または「自由とDK」)をあげたいわば「戦後型」(合わせて24%)もともに多くなることなく、戦前型のうちの1つと戦後型のうちの1つを組合せたいわば「混合型」(合わせて40%)もむしろ多かつた。次に、4つの徳目のうちの1つを着目した集計では、「親孝行」(63%)、「権利」(45%)、「恩返し」(44%)および「自由尊重」(36%)の順となり、「親孝行」の比率が高い。これらの結果から県民全体としては、「戦前型」と「戦後型」のどちらにも片寄つていないことがわかるがどういえば戦前型の方が戦後型よりやや比重が高いよう。

カネについての問題で「何かするのに、出し合ひが高いと思われるとき」はどうするか、という問いただては、おカネのことははつきりさせるため「高価な物」(68%)という答えが、おカネのことはあくまでくないから「だまつている」(30%)といつづつと多くなつてゐる。他面「世話になつた

「買つて行くとき」は多少遠くても「安い店」（  
「有名な店」（20%）をえらぶと答える人より  
近所の店」（69%）でと答える人の方がかなり多  
うして、おカネの問題では、おカネのこととははつ  
せるという割りきった態度がかなり強く出ている  
一方買物の問題からは、「安い店」を選ぶという經  
理性にかなつた態度はむしろ少くて、同じ買うな  
みの深い店でという「近所の店」や権威主義とみ  
「有名な店」という答えが多くみられる。ただし  
の「近所の店」には、時間の節約を重くみる立  
また「有名な店」には贈り先に与える効果を重視  
え方が含まれ得るので、いちがいに結論は出しに

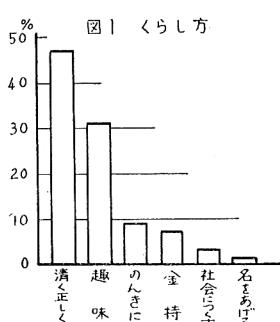
社にタイプのちがつた2人の課長がいるとき」人される立場としては、仕事でムリは言つても何かのことは「めんどうを見る課長」(86%)の方が、ムリをなくしても「めんどうをみない課長」(11%)よりもと考えておる、しかもその意見は圧倒的に多また、「四十七士の仇討」は「あの時代としてはよ(65%)」という条件のついた肯定を含めて、仇討に面な意見」(71%)が多数で、「否定的意見」(採は少ない。これらの問題および前の帰郷か会議か、買物等の問題から見て、県民には、義理や人情見る気持ちが強いといえよう。

### 三 男 女 差 别

「もう一度生れかわろうとしたら、男と女のどちらに  
てきたいか」という質問には、大部分の人が「男に  
(31%)」と答え、「男に」(17%)と答えた人はきわ  
ど少なかった。この答えに対しては予想されるように  
女とでは差があり、男ではそのほとんどが「男に」  
(26%)と答えたが、女の場合は「男に」(68%)とい  
ふは少ない。この答えは、今の世の中では、男の方が  
より歩が良いという認識が男女を通じて強いことを示  
すであろう。

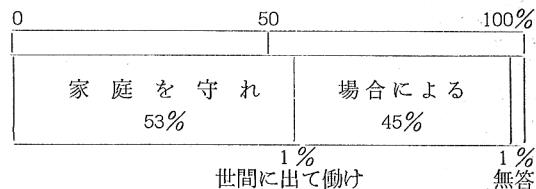
に、「中学校の男女  
に賛成か」という質  
についての結果をみると  
「賛成」(79%)が圧  
倒的「反対」(19%)  
はるかにならなかった。  
結果から、中学校の  
男女共学は、制度として  
なりでなく、人びとの  
立場の上にも定着して  
ることがわかる。また、  
中学校の男女共学に関する限り、男女差別の傾向はみられないとよからう。

立場	割合
満足感	48%
趣味	32%
のんきに	12%
金持	8%
社会貢献	3%
名前立てる	2%



「結婚した女性は家庭を守るべきかそれとも世間に出て働くべきか」という質問への答えをみると、『家庭を守れ』(53%)が半数をこえ、『場合による』(45%)がこれに次ぎ、『世間に出て働く』(1%)はほとんどなかつた。男の働きだけで人並みの生活を維持することができないとか、未亡人であるとかいつたことがない限り女は家庭を守るべきだという意見が支配的とみてよからう。

図2 女は家庭か世間か

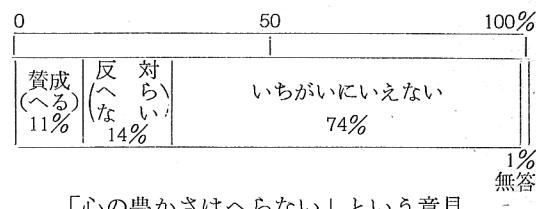


次に「生れつき、物事を考えたりまとめたりする能力は、男と女で差があると思うか」という質問では、『差あり』(54%)が『差なし』(45%)をや上まわった。この関係は、男女によつてもその他の階層間でもあまり変りはない。ここで『差あり』とする考えは、男女差別に通ずるところがあるとみられるが、あとでもふれるように、この『差あり』という意見は、全国や岐阜県の結果にくらべるとかなり低率になつてゐる。

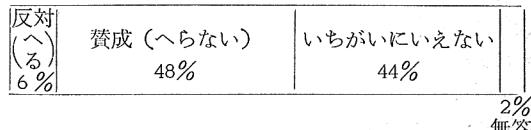
## (6) 一般の社会問題

図3 機械化の問題

「人間らしさはへる」という意見



「心の豊かさはへらない」という意見



「世の中の機械化によつて人間らしさはへると思うか」という質問では、同じ内容の問題を一方は機械化に否定的な意見に対する賛否として、他方は機械化に肯定的な意見に対する賛否を求めるかたちで提示したが、被調査者の2つの設問に対する解釈の差があらわされて、得られた答えには若干のひらきがみられた。しかし、二つの答えの間には全体としては一応矛盾はなく、機械化に否定的な第1の質問（「へる」11%，「へらない」14%）でも、肯定的な第2の質問の答（「へる」6%「へら

ない(48%)でも機械化によつて人の心の豊かさ(人間らしさ)はへらないとして機械化を肯定する考え方方が強くなつてゐる。ただし、問題のむづかしさから、両問とも「いちがいにいえない」(第一問74%, 第2問44%)が非常に多くなつてゐることを無視することはできない。

「個人の幸福と全体(日本)との関係」としてあらかじめ定めた3つのカテゴリに対する支持率をみると、「個人が幸福になつて、はじめて日本全体がよくなる」(34%), 「日本がよくなつて、はじめて個人が幸福になる」(30%), 「日本がよくなることも、個人が幸福になることも同じ」(34%)のいずれもほぼ3分の1ずつになつた。次に、「現在日本では次のどちらが多いと思うか」として示した2つのカテゴリについては、「公の利益のために個人の権利が軽んぜられていることが多い」(46%)と「個人の権利のために公の利益が無視されることが多い」(44%)とではほとんど差がなかつた。前者は公益のために、個人が軽視されていると感じていることから「個人重視」の立場に近く、後者は反対に「公益重視」の考えが強いとみられよう。両方の質問から県民全体としては、社会全体を相対的に個人より重く見る考え方も、その反対に個人より社会全体をより重視する立場も共に多数を占めていないことがわかる。

「法律のあり方」として「法律は、お互にぐあいよく生活きるようにつくるべきだ」(37%)という考え方と法律は世の中に正義が行なわれるようにつくるべきだ」(61%)という考え方とでは、後者への支持がずっと高かつた。「ぐあいよく生活できる」ためには、「正義が行なわれる」ことが前提となるから、二つの考え方にはあまり大きな差はないとみられよう。しかし、「正義が行なわれるよう」いう考え方の方が、「ぐあいよく生活できるように」という考え方よりも、法律に対する期待としてはよりは積極的であるとみることができよう。

「功労のあつた人に対しては勲章を出すべきか賞金を出すべきか」を問うために対し、「勲章はぜひ出さなければならぬ」が、必ずしも賞金を出す必要はない」(71%)という意見が、「賞金はぜひ出さなければならぬ」が、必ずしも勲章を出す必要はない」(23%)をかなり上まわつた。この結果から、県民全体としては、国家や社会への功労に対しては、賞金(実利)よりも勲章(名誉)をと考へる者が多いと言えるが、他面、権威、主義的考え方方が強いとみることもできる。

「実際に必要な品物の製造や売買に従事する人と学者や芸術家などとではどちらが社会的にみて価値が高いと思うか」という質問では、「実際の仕事」(23%)が「学者や芸術家」(7%)より多くなつたが、いずれも少数でそれらの両方に価値をみとめて「いちがいに言えない

」(68%)と答えたものが圧倒的に多かつた。

「りっぱな研究をした科学者が、国際会議で日本としてそれを報告することになつてゐる。もし彼がその直前、人妻と関係するような不道徳をしてかしたら」という設問で4つの選択肢を用意した。その結果をみると、「業績が立派ならよい」(14%), 「科学私生活は別」(37%), 「不道徳は許せぬ」(25%)および「ふさわしくない」(20%)のどれも多数を占めていた。いま前の2つを肯定的意見として、後者の2つを否定的意見として総括すると、「肯定」(45%)の方が否定(45%)よりやや多くなつた。

「教育施設や社会施設の経費をつくるために、市町が競輪や競馬のようなカケゴトをひらくことについては、これを「よい(やむをえない)」(29%)とすこしあは数で、多くの人は「よくない」(69%)と考えている。つまり県民は目的が立派だからといつて、それを実現するための手段が社会的にみてマイナスを生ずるようない方は好ましくないと考えているといえよう。

「工場や会社で労働組合をつくることについて」「労資が対立関係になるのはよくない」(23%)という意見よりも「労働者は組合をつくつて、自分達のことをもつてゆくのがよい」(67%)とする意見がずつと多い。こうした意見の分れ方は、あとでみると年令、学歴等のちがいによつて大きく変るようない。この結果から、労働組合に対する肯定的な意見は県民の各層に広くゆきわたつてゐることを知ることができる。

## (7) 政治的態度

「日本をよくするよめには、すぐれた政治家がいたら、国民が互に論議をたたかわせるよりは、そのままかせた方がよいと思うか」という問に対してもかせる」(17%)よりは「まかせない」(28%)少し多かつたが、時、人による」(44%)というむしろ一番大きな比重を占め、ほかに「こんな人がよい」(8%)が少しみられた。いま、「時、人にと「こんな人は出ない」(後者は、出ればまかせない立場とみられるから、条件付きの立場も含めてかせる」はほぼ70%になり、「まかせない」のときく上まわることになる。こうした結果は、現在の民主主義にかなりなじんでゐるはずと見られるその代議政治に対する考え方を示すものとしてしよう。

「民主主義、資本主義、自由主義および社会主義のことばから受ける感じ」を聞く質問では、「民主主義がいちばん好感をもたれており、「よい感じ」と答える者の比率が4つの言葉の中ではいちばん

感じ〃(3%)はきわめて少なかつた。これ「資本主義」〃はよくない感じ〃(31%)がよい感じ〃(5%)は少なくくなつてゐる。ほかの主義」および「社会主義」は前の2つの言葉の中なるが、「自由主義」では〃よい感じ〃(22%)がない感じ〃(12%)を上まわつたのに対し、「社では、〃よくない感じ〃(21%)が〃よい感じ〃より多かつた。しかしながら、4つのどの言いてみても、〃時と場合による〃という答えが40に達しており、民主主義以外の言葉ではいづれも最高になつてゐる。このことから、民主主義も含それらの言葉が〃よい感じ〃か〃よくない感じ〃時と場合による〃とする者が多く、それぞれの言たは主義)によい面と悪い面とを認める意見の強わかる。なお、それぞれの言葉に対する感じ方関係——たとえば、「資本主義」と「自由主義」主義」と「社会主義」との関係など——には、強関係はみとめられない。

者は専門の研究のほかにどの程度に政治に関係す」という設問では、「専門の研究に専心せよ」という意見も「研究ばかりでなく、進んで政治手せよ」14%もともに少なく、両者どちらにも片寄り、いわば中庸な立場である「専門の研究のほかにもある程度の関心を」(60%)という意見が多数あつた。この設問で「専門の研究」とあるのを他の多業に置きかえても、この結果にあまり変化はないられる。

選挙への関心」をみるために衆議院議員選挙の場合にあげてきいた質問では、「なにをおいても投票」と「なるべく投票」(36%)を合わせて95%近く選挙への関心の高さが示されている。

日本人・人種

自身は、「県民の性格」つまり県民性をどのように見ているか。これをみるために、長所とされる性質及び短所とされる性質をそれぞれ10ずつかげてまとめてもらつた。この質問は、他の質問とちがつて、設問を通じてではなく直接に、また県民自身評価としてとらえる点に特長がある。まず長所で「勤勉」(33%)、『親切』(33%)、『明朗』(28%)、『ねばり強い』(26%)、『淡白』(24%)などが多かったがとくに多数意見とまでいえるものはなかつた。全体で100%をこえるのは、まるはいくつつけも良いとしたためである。) 次に短所では、『気が短い』(1%)が多数の人に指摘され、『熱し易くさめ易い』(1%)も半数に近い人たちがまるをつけたが、他の性質は少くなつて『しうねん深い』(12%)、『固的』(12%)、『傲慢』(11%)以下すべて少数

となつている。両方を比較してみて、長所には多くの県民に共通にみとめられるようなものが少ないかわり、短所の「気が短い」と「熱し易くさめ易い」というお互によく似かよつた性格が多数の県民によつて意識されていることがわかる。

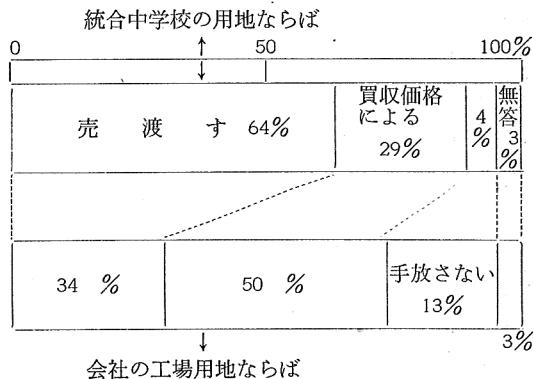
「日本人は西洋人とくらべて、すぐれていると思うか、劣っていると思うか」という質問では「すぐれている」(36%)が「劣っている」(20%)を上まわつた。しかし、むしろ「同じ」(37%)と答えたものが前の2つを上まり、「D.K(無答)」(7%)も加えると40%以上が「すぐれている」とも「劣っている」とも答えたかつたことになる。

競技と国旗掲揚の問題で「優勝者の国旗をかかげてその国の名誉をたたえるホリンピックと、国と国との競争をさけるため国旗をあげないアジア大会ではどちらがよいか」という質問では、国旗をあげるべきだとする「オリンピック」(71%)が多数意見を占め、あげない方がよいとする「アジア大会」(23%)は少なかつた。こうした結果から、県民には国家意識がかなり強いと言つてよいと思われる。

## (9) そ の 他

「自分の職業を将来子供につがせたいと思うか」という設問では、『つがせる』(31%) が『つがせない』(18%) を上まわつたが、『場合による』(39%) はさらに多く、『答えられない』(10%) もかなりあつた。この回答には、年令、学歴、職業、地域別等による差が多かつたが、職業別では、ホワイトカラー、ブルカラーなどのいわば、近代的職業群では『つがせない』が多く、反対に農株水産業従事者(54%)、小企業主、家族従業者など世襲的な色彩の強い職業層では『つがせる』が多くなつてゐる。

図4 用地壳渡すか



「先祖伝来の土地が用地買収の対象になった場合」という設問では、それが「統合中学校用地」なら「公益の

ため売渡す〃(64%)が多く、〃買収価格による〃(29%)がこれに次ぎ〃手放さない〃(4%)はきわめてわずかである。しかし「会社の工場用地」となるとかなり事情がかわり、〃買収価格による〃(50%)が〃地域発展のため売す〃(34%)を上まわり〃手放さない〃(13%)も中学校の場合より多くなる。これらの問題から、公共的事業への協力性はかなり高いといつてよからう。

「村會議員の選挙」では、たとえ部落推せんの候補者があつても、〃人物本位で〃(77%)投票するとする者が大多数で、〃部落推せん〃(22%)の人に投票するという答えは少なかつた。なお、この問題には学歴による傾向がみられ、高学歴ほど〃人物本位で〃とするスジの通つた答えが多くなつてゐる。

「観光開発はよいか」という質問では、〃好ましい〃(79%)が多数意見で、〃好ましくない〃(17%)はかなり少なかつた。観光開発には、自然美がそこなわれたりするマイナスもあり得るが、県民全体としてはそれを好ましいとする意向が強いわけで、前の用地買収の問題と同じように、公共的事業への協力的態度の強さがうかがわれるが他面、レジャー関連の消費が盛んな生活態度の反映ともみられよう。

#### (10) 要約一平均的県民像一

ここで、今まで述べてきたことを整理して、県民全体にほぼ共通する物の考え方や感じ方、行動の仕方などを列挙してみよう。これは、県民全体を統計的に観察して明らかにした〃平均的県民像〃とでもいべきものである。

〈個人的生活態度〉 世のしきたりを押しきつてでも所信を貫こうとするはげしさはあまりなく、自然と人間との関係、首相の伊勢参り、側人との関係などにも見られるように、やや保守的で、かつ比較的の穏健、中庸な態度を持つている。くらし方としては、金持になると、社会のためにとかいつたいわば目標のはつきりした生活よりも、清潔で、趣味に合つた平和な、いわば小市民的な生活を望んでおり、さらに、こうした答えおよび資金よりも勲章を、競輪はよくないなどの答えからみて、精神主義的な志向も強い。

〈宗教観、道徳観〉 宗教や信心は持つているか、持つていないまでも宗教心は大切だと思つており宗教心はあつい方だといえる。また、「大切な道徳」の問題からは、やや古風な道徳觀がみられ、目的(教育施設をつくる)が立派だからといって競輪はよくない、清く正しくくらすことを望む善意のウソでも許さないなどからは、潔癖さもうかがわれる。

〈人間観〉 人間の本来の性質は本来白紙であるかあるいは善であるとする明るい人間觀をもつてゐる、これは、明朗で淡白な県民性のうらがえしともみられる。ま

た、県民は勤勉で親切であると自己評価しているが、面気が短かく、熱しやすくさめやすいことも自覚している。

子供の人格は尊重し、男女差別の考えは少ないといつた点では近代的人間觀をもつてゐるが、この世の中には女よりも男の方に都合よく出来ていると感じている現実には男男差別のあることを裏書きしている。

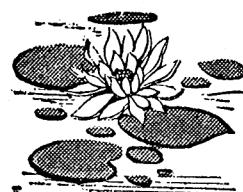
〈家、義理、人情〉 何かをするときは、本家、といつたことを考えに入れことが多いなど、家はなお強い

恩人のためとあれば、公(おおやけ)の立場にあらずとしてとるべき態度をかなりゆるめる傾きがあり。七士の仇討には肯定的であるなど、恩義ある人への立てを重んじ、上司としては、仕事では無理を言へんどうをみる課長を選ぶことや菓子を買う問題ならば、いわゆる人情を大切にする態度がうかがわれる。

〈経済観〉 出し合う金が高ければはつきり高いが、労組をつくることには賛成、結婚式や葬式は身に応じてというような経済的合理性にかなつた態度もあるが、他面買物の問題にみられるように人情に任され方や、賞金より勲章をという実利より名誉を重視する、くらし方や一番大切なものにみられる精神主義など、前とは反対の傾向もあつて一貫しない。

〈社会観、政治観〉 公益のためなら先祖伝来のでも売渡し、観光開発は好ましいと思うなど、公業には協力的である。また、労働組合をつくることは賛成、選挙は部落推せんに拘束されないなどの答は、いわば〃開かれた〃社会觀がみとめられる。

特定の政治的または思想的傾向を持つ者は少なく、選挙への関心は高く、部落推せんにかかわらず人を投票するなど、選挙に対する態度は進歩的である。なお、国旗の問題に関する限り国家意識は強いが、人種的偏見は少ない。



予 約 募 集

## 統計で明らかにされた県民性

茨城県統計課編

# 茨城の県民性

## —県民性調査結果報告—

B5版 130頁 價格 400円

- 「水戸ッポ」などという呼び名もあるが、茨城県民のものの考え方や感じ方行動の仕方など＜県民性＞にはどのような傾向や特徴があるか——「県民性調査」は、それを統計的に明らかにしようとして、こんどはじめて実施されました。
- 本書は、県民性調査の実施の概要と集計の結果を集録し、これに解説を加えたものです。
- なお、本書では、県民性調査の結果を「国民性調査」（文部省統計数理研究所）や他の2、3の県で実施した同種調査の結果とも比較しながら、茨城の県民性の特徴を明らかにしています。

◆進呈 本書の申込者に別冊『統計編』(B5版 150頁)  
を進呈、ただし先着700部限り。

◆お申込みは、代金をそえて下記へ。

水戸市三の丸

茨城県開発部統計課内  
電話水戸(2)5505  
振替口座東京85415

茨城県統計協会

# 県内産業の展望

(その17)

## —昭和恐慌期(2)—

県統計課 横須賀 弘

第1次世界大戦後の慢性的不況は昭和2年の金融恐慌から、さらに昭和4年の世界恐慌をむかえて一層深刻さを増したのであります。すなはち、貿易の逆調は年ごとに激しくなつたのであります。当時の政府はこのような原因を物価高にあるとして財政緊縮、財界整理の方針をとつたので、産業界は国内購買力の低下になやまされ輸出も外国為替相場の変動のため伸びなやみ、龐大な生産規模に対して需要は下回り、生産制限が全産業に波及するにおよんで、倒産、合併、買収等が相つぎ、企業集中が進んだと見られたのであります。また、為替相場の低落と輸出の減退のなかで政府は昭和5年1月金輸出禁止をといたのですが、これと時期を同じくして深夜業を廃止したということは、すでに活発化しつつあつた大企業の合理化を一層促進させることになったのであります。そして昭和6年に重要産業統制法が制定され、カルテル統制が強化されたのであります。他方、中小工業は金融恐慌後、もつとも関係の深かつた地方銀行、中小銀行の没落整理が急速に進んだため、極度の金融難におちいり窮乏化をよぎなくされたのであります。そのため、金融対策が強化されるとともに、世界恐慌下の中小工業対策として從来の重要輸出品工業組合法が改正され

対象も国内一般に拡大、アウトサイダーの規則を業組合法が制定されたのであります。

それでは、この期間における国内の生産額の推移をみると、第1表のとおり昭和4年まで漸増をたのありますが、昭和4年の世界恐慌、5年の大恐慌を経てそれ以後は停滞にむかひ漸減乃至は横ばいとなっています。

また従業者についても第2表のとおり昭和3年までをつづけたのち、4年以降は停滞にむかつたのです。

(第2表) 年次別従業者数

年次	従業者数
昭和1年	2,062千人
2年	2,083
3年	2,133
4年	2,056
5年	1,875
6年	1,842

こうした国内の情勢のなかで県内の生産額と従業者数の推移をみてみましょう。

(第3表) 県内の年次別生産額・従業者数

年次	生産額
昭和1年	5,995百万円
2年	6,138
3年	6,515
4年	7,199
5年	6,708
6年	6,898

年次	生産額	従業者数
昭和1年	56,040千円	23,450人
2年	56,611	17,450
3年	62,253	17,450
4年	55,701	14,450
5年	36,217	13,450
6年	31,498	13,450

表でも恐慌の影響は国内よりも地域的にみると深刻なことがわかります。第1図は昭和1年をとした場合のそれぞれの比較ですが、国1年～3年は微増がみられたのに対し、県内の2年以後漸減を続け、昭和8年にいたりわずかに勢がみられたということが目立ちます。こうした生産の実態は後に詳しくみてることにします。

つとも工場統計は昭和4年以降同13年まで、従前の5人以上の工場のほか4人以下でも「5人以上の職工を使用する設備を有する工場」が新たに加えられた（第4表のとおり工場数は昭和4年801工場で前年457工場の増加（前年対比239.8%）をみてもわかる）。この期間を通して生産額、従業者数等の推移する場合には、昭和4年以降を3年以前よりも少なめおさえてみる必要がありましょう。したがつて、この恐慌期における生産額、従業者数は上掲の第1表及び第2表が示すよりも昭和4年以降は低くおさえてべきでしょう。

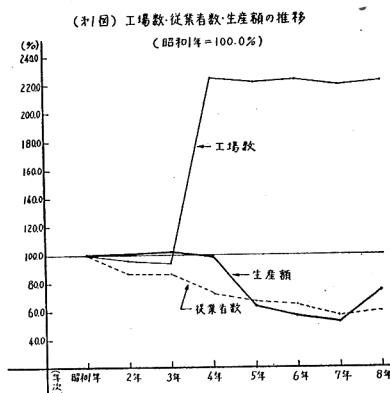
（第4表） 県内年次別工場数

年 次	工 場 数	前 年 対 比
昭和1年	357	100.0
2年	343	96.1
3年	334	97.4
4年	801	239.9
5年	794	99.1
6年	818	103.0

このように工場統計も大きな改正がみられたわけですが、当時の工場統計の沿革について少しふれてみましょう。

現在の工業統計は明治42年の工場統計報告規則により農商務統計から独立して以来現在にいたつているのですが、工業を含めた生産統計とみられるも見てみると、明治3年9月民部省達によつて府県

に調査を命じた「物産表」があります。この物産表は明治4年7月には大蔵省へ、明治6年11月には内務省へ移管されたのでありますが、明治8年には内務省より「府県物産表」として刊行されたのであります。その後は数次の改正を経て明治27年には農商務統計報告規程に切り替えられ、職工10人以上の工場について、工場票という個票によつて調査することになったのであります。それから明治42年にはこれまでの農商務統計報告規程による調査から分離して、新たに独立の省令をもつて工場統計報告規則が制定され、従前の他計式の調査を改め、工場主からの自計申告制度による工場調査に発展したのであります。当時の工場調査は職工5人以上を使用する場工を対象としたもので、生産統計としてよりは、むしろ労働統計としての色彩が濃かつたのであります。ついで、昭和4年には軍需工業調査を工場統計調査のうちに吸収するとともに、調査の内容を充実し、根拠法規も資源調査法に基く調査となつたのであります。したがつて調査の基調は従来の労働統計的色彩をもつた工場調査よりも生産および設備にかんする調査事項を整備したのであります。また、前にも解れましたように、調査の範囲も従前の職工5人以上の工場のほかに、4人以下でも5人以上の職工を使用する設備を有する工場が新たに加えられたのであります。



# 統計法における「申告の義務」について

県統計課 星

宏

統計調査に従事していて、時には、あつてなきがごとき感覚をもつて接する「統計関係法規」の重要な一部にふれてみたい。統計関係法は大別して統計組織法と統計作用法からなつている。前者は統計行政の主体に関するものであり、後者は統計行政の主体が統計調査を実施する内容に関するものである。統計作用を律する主なものは統計法と統計報告調整法の2つとみてよからう。

今回は統計法についての解釈上重要と思われる統計法第5条「申告義務」に親しむことにする。

第5条「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は指定統計調査のため人又は法人に対して申告を命ずることができる」として、人又は法人に対して申告の義務を課している。ここで問題になるのは憲法第38条1項「何人も自己に不利益な供述を強要されない……」との関係である。憲法の解説書によると「自己に不利益な供述とは自分が刑罰を科せられることの根拠となる事実の供述をいうのであつて、単に財産または名誉に関する不利益をもたらす供述は含まない。」また「この精神は、刑事事件において訊問を受ける者一般に関する規定である……」との解釈からして、憲法にもられる精神は過去に於ける（旧憲法）、人権侵害に対する人権保障に関する規定であり、一方本条の意図するところはあくまでも真実性の確保であつて、申告義務を否定するものでないと解してよい。

以上この精神を守るために第13条「実地調査」、第14条「秘密の保護」をみる必要がある。

第13条実地調査「必要な場所に立ち入り、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得た事項について、検査をなし調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない」

即ち、この規定は申告の内容に著しいたがいがある場合、その内容の正確さを調べるための規定である。従つて本条の目的は、犯罪の捜査、徵税のために設けられたものでなく、いわゆる統計行政の執行を適正ならしめるために限定すべきである。

指定統計に於てこのように申告の義務を課し、その協力を求める点にかんがみ、申告の事実を秘密にする必要

があり、その精神が第14条「秘密の保護」である。定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。」

側人の秘密が保護されるべきことは、憲法の精神も明らかであり、公務員は一般に執務上知り得た秘密を守る義務を負う。（国家公務員法100条）、（地方公務員法34条）そこで本条に於て申告の真実性を確保するにこの宣言的規定がおかれたのである。

ここで問題になるのは本条の秘密に属する事項と何がかかるものか、その範囲、限界である。この規定からして、その限界を知ることができず、議論の余地がある。一般的には、①主觀説—「本人が秘密を主張するものをとする」説である。この説は本人の秘密を守る点で切であるが、各個人よりその差があり一般性にかける秘密か明らかにするのが困難である。

②客觀説—「客觀的にみて秘密と思われる事項とする」この説は①主觀説の欠点を補うのによいが個人の秘密保護の点からみると十分とは云えない。この両説ともあるが結論されないのが事実ではない。一般的には社会的通念に従い、具的事項について問題が提起された場合、裁判所の結論を待つところである。

次に秘密に属する事項を保護する方法である。「秘密に属する事項は調査票に記載されている」については「調査に従事した者その他の者が知つた事項」である。この両者が守らなければならない。後者については前述のとおり（国家公務員法100条1項、地方公務員法34条）調査に従事した「公務員」その他職務上の秘密を知り得た「公務員」はその秘密を守る義務がある。職後も然りである。

前者については多くの議論の余地がある。指定期統計に於ては以上の様に申告の義務を課し、真実性を認め実地調査を行なう。そして本条を保護するための秘密が守られ、加えて、第19条には罰則規定がある。指定統計のバソクボーンとも見られるこの頭におき、正確な、真実性ある、しかもすみやかに調査が実施されるよう痛感する次第です。



# 盆栽観

県統計課 横田正弘

一 盆栽趣味というものが盛んで、老いも若きもわざと庭先に愛木を並べて楽しんでいる。大へん結構なことだと思います。現在のような殺ばくな社会では特にこのような気がし、大いに推奨すべきことだと思いま  
までも若干の草木をあつめて楽しんでおりますが、毎  
をかけたり肥料を与えたりしていると、世の喧騒  
音を忘れ無我の境になり、自分の心の安定と浄化を  
ような気がする。

は自然から離れることはできない。また自から求め  
まさい。

歳ばかりでなく、そもそも、趣味とか道楽というも  
それ自体、身心の浄化、安定と人間的向上を希い求  
っているものであると思う。このように身心の浄化、安  
向上をねがい、趣味の範囲が広がり、多くの人が何  
かの心のより所を求めるようになつた原因は、私の  
もしれないが現在の社会環境にあるように思われ  
といふのは世の中があまりにも騒々しいからだと思  
地球の一隅では国と国が争い、また民族間の鬭いな  
重や思想の相克があり、国内でも政治、経済、高物  
交通事故、天災地変など物騒な時代であり、個人個  
生活が、いろいろな面で苦しくなり、希望が押し流  
生きるにきゆうきゆうとし、刹那的な生き方を  
するような社会が生まれようとし、また、それに生  
ければならない宿命にある。そういつた社会に対し  
反抗か逃避かはよく分らないが、一部そのようなも  
作用して趣味の世界に入る人はかなりあるのではないか  
と思う。

いずれにしても社会環境からの影響もあつて趣味道楽  
盛んになり、静かな盆栽ブームなどというような  
のが出現したのではないだろうか。

従司、社会の反映だろうが、若い人はバカソスとかレ  
バーとかいつてマスコミの波にのり、中老年の人もそ  
ぞれ適当な趣味や道楽に自分の安住の場所を求めよう  
としている。

ともあれ、趣味を持たない人は可愛そうだと思う。  
乾燥で金銭だけを頼りで生きているような人がいる  
この人は主に利己主義にはしりやすく、他を  
みず我利我利亡者になる。案外この人が經濟  
にものをいわせて巾をきかせているのが現今であるか  
しれない。

盆栽からそれてしまつたが、盆栽とは自然の景観な

り状態を一側の容器に収めたり、わが庭に植え込んで倭  
性にしたり刈りこんだりして自然の情景を楽しむものである。

自然の情景を楽しむ以上は自然を理解しなければなら  
ない、そこに盆栽をする心があり、美しさがあると思  
う。盆栽を愛することは自然を愛することであり、人格  
の陶冶に大いに役たち、楽しみながら修養することができる。  
人生は絶えず反省と前進の連続である。またそ  
あらねばならない。そして磨かれながら成長するもの  
ある。人の人たるゆゑんもここにある。

よく盆栽を、趣味と実益をかねて売つたり買つたりする  
人があるが、現在のような社会では生活の足しにする  
のもやむを得ないこともあろう。しかし、盆栽道からみ  
るならば、それは本来の姿ではない。

盆栽や草木を商品として栽培生産することは農業の一  
部であり、また商品として商行為の対象にするのは、す  
でに盆栽を楽しむのではなく商売化している。このよう  
なことはここでは述べる考えはない。

.....<>.....

盆栽というものは、その木の性質によつて土質、温度  
通風、肥料など適当に与えないと、よい盆栽にはならない  
のである。人が子供を育てるのにあまり性急になると  
感情が先だつて眞の子弟教育はできないように、長い目  
で愛情と知識をそいではじめて盆栽は応えてくれるのである。  
そういう点で盆栽は正直で、はつきりその愛育の効果をあらわしてくれる。

一時的な気まぐれで盆栽を始めてみても、それは目標  
とか根気がないから長づきしない。一に平常の盆栽に  
対する愛情が欠けると愛木は育たない。

よく自分の子は可愛がるが、他人の子は愛せない人が  
いる、特に島国である日本人にはこのような傾向が多い。  
まあ貧乏で生存競争が激しいから自然このようになるのであろうが、このような人は盆栽をも愛することは  
できない。貯金でもした方がよいように思われる。

.....<>.....

盆栽を愛するに老若はない。若い人の盆栽熱が盛んに  
なることは結構なことであると思う。盆栽を愛するとい  
う崇高な心が、現今の混とんとした社会を幾分でも明る  
く、住みよい環境にしていくことと思う。そのように盆  
栽愛のエネルギーを自分のみに止めておかず、よりよい  
社会建設のために放出することが人それぞれの生がいと  
もなると考える。